

平成 30 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 4 号）

平成 30 年 3 月 7 日（水曜日）

平成 30 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 30 年 3 月 7 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 4 号)

日程第 1 議案第 20 号「富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」の訂正について

日程第 2 市政に関する一般質問

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 今 利 一 君 | 1. 観光行政について |
| | 2. 農業行政について |
| 黒 岩 岳 雄 君 | 1. 観光振興について |
| | 2. 農業と観光が連携した雇用対策について |
| 大 栗 民 江 君 | 1. 高齢者にやさしい地域づくりの推進について |
| | 2. 学校安全の取り組みについて |
| 佐 藤 秀 靖 君 | 1. 選挙管理行政について |

出席議員 (15 名)

議 長	9 番	日 里 雅 至 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		10 番	佐 藤 秀 靖 君
	11 番	水 間 健 太 君		12 番	関 野 常 勝 君
				14 番	後 藤 英 知 夫 君
	15 番	本 間 敏 行 君			
	17 番	黒 岩 岳 雄 君			

欠席議員 (0 名)

説 明 員

市	長 能 登 芳 昭 君	副	市	長 石 井 隆 君
総 務 部 長	若 杉 勝 博 君	市 民 生 活 部 長	長 沢 和 之 君	
保 健 福 祉 部 長	鎌 田 忠 男 君	経 済 部 長	後 藤 正 紀 君	

ぶどう果樹研究所長 川 上 勝 義 君
看護専門学校長 澤 田 貴美子 君
財政課長 藤 野 秀 光 君
教育委員会委員長 吉 田 幸 男 君
教育委員会教育部長 山 下 俊 明 君
農業委員会事務局長 佐 藤 正 義 君
監査委員事務局長 佐 藤 清 理 君
公平委員会事務局長 佐 藤 清 理 君
選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

建設水道部長 吉 田 育 夫 君
総務課長 高 田 賢 司 君
企画振興課長 西 野 成 紀 君
教育委員会教育長 近 内 栄 一 君
監査委員 宇佐見 正 光 君
公平委員会委員長 中 島 英 明 君
選挙管理委員会委員長 堀 川 眞 理 君

事務局出席職員

事務局 長 川 崎 隆 一 君
書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 今 井 顕 一 君
書 記 倉 本 隆 司 君

午前10時00分 開議
(出席議員数15名)

開 議 宣 告

議長(日里雅至君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(日里雅至君) 本日の会議録署名議員には、
宇 治 則 幸 君
黒 岩 岳 雄 君
を御指名申し上げます。

議会運営委員長報告

議長(日里雅至君) 本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長黒岩岳雄君。

議会運営委員長(黒岩岳雄君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、本日、委員会を開催し、市長側より提出されました事件の取り扱いについて審議しましたので、その結果を報告いたします。

提出されました事件は、議案第20号「富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」の訂正請求でございます。

本件について、本日の日程の中で審議を願うことにしております。

以上、申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(日里雅至君) お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会を運営したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第20号「富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」の訂正について

議長(日里雅至君) 日程第1、議案第20号「富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営の基準等に関する条例の制定について」の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

おはようございます。

議案第20号「富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」の訂正について御説明申し上げます。

本件は、平成30年2月28日に提出いたしました富良野市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についての議案内容の一部に誤りがあったため、訂正を行おうとするものでございます。

以下、訂正内容について御説明申し上げます。

第33条の準用規定中、引用条項に誤りがあったものでございます。

訂正箇所につきましては、別紙訂正表に記載のとおり、17ページ15行目、第7条第1項及び第25条中を第7条第1項中に訂正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(日里雅至君) お諮りいたします。

本件について、許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日里雅至君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号の訂正については、許可することに決しました。

日程第2 市政に関する一般質問

議長(日里雅至君) 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、4名の諸君により、8件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しても簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより今利一君の質問を行います。

6番今利一君。

6番(今利一君) -登壇-

おはようございます。

通告に従いまして、順次、質問してまいります。

観光行政、民泊制度の課題についての質問であります。

政府は、観光先進国への新たな国づくりに向けて、平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において新たな観光ビジョンを策定いたしました。この中で、今後の日本の観光は、我が国の豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にもわかりやすく伝えていくことが必要である、

二つ目に、観光の力で地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要である、三つ目に、宿泊施設、通信、交通、決済など、受け入れ環境整備を早急に進めることが必要である、四つ目に、高齢者や障がい者なども含めた全ての観光者が旅の喜びを実感できるような社会を築いていくことが必要である、こうした4点が大きな課題とされ、これらを解決するために、国として観光先進国への三つの視点と10の改革が必要であるとされましたが、その改革の一つが住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法であります。

平成28年度に本市を訪れた観光客はおおむね186万人で、そのうち54万人が宿泊しております。宿泊延べ数は65万泊で、27年度に比べて約10万泊減少しているとされております。また、宿泊客がどれだけ連泊したかを示す宿泊滞在率は1.09泊と、この5年で最も数値が低く、この課題に対する目標が3点上げられております。1点目に、1年を通じて安定的に宿泊してもらえる観光地にすること、2点目は、再来訪してもらえる観光地にすること、3点目は、観光消費による経済効果、付加価値を地域内で高めることとしております。

富良野・美瑛観光圏では、国から指定された13の観光圏と共同で観光客に満足度調査を実施しております。その中で、この地域の総合満足度は全観光圏平均を上回っているが、平均と比較して比較的低い項目があり、対策を講ずる必要があると報告されております。この中で満足度の低いものとして挙げられているのが食事と宿泊施設であります。

平成29年6月に住宅宿泊事業法が参議院本会議で可決、成立し、平成30年6月に施行される予定であります。日本政策投資銀行の調査によると、アジア8地域からの訪日経験者のうち、民泊経験者は12%に上るということであります。昨年、平成28年に実施された大阪観光局の調査では19%という数字が出ており、無視できない数字となっております。

しかし、その民泊施設の多くは、現在、違法状態にあるとされております。厚生労働省の調査によると、大都市圏の民泊のうち、合法と確認された施設はたった1.8%にすぎない状態にあると言われております。こうしたことから、三菱UFJリサーチ&コンサルティングによれば、これまでは、違法施設が大半であったため、企業の参入が見送られてきてきたが、今後、民泊法施行後に企業の参入が活発化すると見ております。

一方、地方自治体では、民泊の拡大に懸念を持っているところも多いと言われております。ごみ出しの問題、騒音の問題などでトラブルが起きていると言われ、富良野市内でのトラブルは聞いたことがないものの、こうした問題が起きるのではと不安がっているのが事実であります。私も、何度か、ごみの問題、民泊施設の問題に関

して一般質問をしております。しかし、国の経済優先の観光産業としての観光政策の拡大、市内の宿泊施設の課題、そして、宿泊施設の規制緩和などから考えると、好むと好まざるとにかかわらず、国際化、訪日外国人の増大は進行していくものと考えられます。

そこで、質問であります。

1点目に、国際観光都市としての民泊の受け入れ体制づくりをどのように考えているのか。

2点目に、市として、窓口はどこになるのか、受け入れ体制をつくるべきと考えますが、お伺いいたします。

3点目に、6月以降に改正される民泊制度において、改正される条件について住民周知を図るべきと考えますが、その考えをお伺いいたします。

次に、農業行政、環境保全型農業の推進についてお伺いいたします。

いま、地球上では、気温の上昇によって北極の氷が解け、各地で大雨が降り、樹木や昆虫などの生態系にも異変が起きており、地球温暖化が進行しております。その主な原因は、大気に含まれる二酸化炭素の濃度の増加と言われております。こうした現象を解明するため、また、拡大しないよう、さまざまな対策が講じられて、農業においてもそうした対応がなされてきております。

今回の農業競争力基盤強化対策事業の中にもい言った気象変動に関したことがうたわれており、老朽化する農業施設の長寿命化、生産基盤整備による対応がなされていくことは重要なことだと考えております。そして、対策を講じなければならないというふうを考えております。しかし、自然を相手にする農業だからこそできる農業の形、手法があるはずであります。それがまさしくこのタイトルにある環境保全型農業の推進にあるのではないのでしょうか。

環境保全型農業の推進の趣旨の中には、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要であるとされております。特に、環境の問題に対する国民の関心が高まる中、我が国における農業生産全体のあり方を、環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくために、環境保全により効果の高い営農活動を地域でまとまって行うことが、この環境保全型農業の推進の趣旨としてうたわれております。

そこで、質問であります。

環境保全型農業の市内での浸透の状況及び支払交付金活用状況について、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目に、環境保全型農業の取り組み拡大に向けた方策はどのように考えているのか、特に、野焼き、農薬散布などの適正化をどのように図っていくのか、指導・監視体制はいかにして実施しているのか、お伺いいたしま

す。

三つ目に、環境保全型農業を実施するに当たり、省力化、機械化導入に対する国、道との連携はどのようになっているかお伺いし、第1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

今議員の御質問にお答えいたします。

1件目の観光行政についての、民泊制度の課題についてであります。

初めに、民泊を受け入れる体制づくりについての考え方ですが、6月から施行される住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法は、観光客の宿泊に対する需要に的確に対応して来訪及び滞在の促進を図る一方、規制により生活環境の悪化を防止することで健全な民泊の普及を図ろうとするものであります。

民泊事業を行おうとする者は、監督庁となる都道府県への届け出が必要となりますが、北海道におきましては、民泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するため、市町村からの意見を踏まえ、区域を定めて民泊事業を実施する期間を制限する道条例の制定を現在予定しております。本市におきましては、道条例案に対し、住民の安心・安全を最優先とする考え方から、小・中学校の敷地の出入り口の周囲100メートルの地域及び住居専用地域においては、休日等以外は民泊事業を実施してはならない期間とするよう意見を提案してきているところであります。

次に、市としての窓口と受け入れ体制についてですが、道条例の制定に対する意見提案の窓口につきましては、経済部商工観光課で行ってまいりました。民泊法、民泊事業に関する総合的な窓口につきましては監督庁である北海道となりますが、今後懸念される騒音防止やごみ排出のルールなどの個別案件につきましては、民泊事業に起因するものも含めて、いままでどおり、それぞれの担当部局で対応してまいります。

次に、6月から施行となる民泊法の市民への周知についてですが、道条例を含めて、広報などを通じて周知徹底してまいります。

次に、2件目の農業行政についての、環境保全型農業の推進であります。

環境保全型農業を推進することは、本市農業の持続的発展にとって極めて重要なことであり、農薬及び肥料の適正な使用や、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進を推進してきております。

市内農業者におきまして環境保全型農業に取り組んでいる割合は、2015年農林業センサスによりますと59%であり、北海道平均の47%を上回る状況となっており、一定程度浸透しているものと考えているところであります。

また、平成23年度から実施しております環境保全型農業直接支払事業の活用も、当初は4戸、27ヘクタールの参加でしたが、平成29年度では11戸、87ヘクタールに拡大しております。

次に、農薬や化学肥料の適正使用に向けた啓発につきましては、環境負荷低減、生産コスト削減、消費者の健康への影響など、極めて重要な取り組みであると認識しておりますので、JAふらのや農業改良普及センターが中心となり、営農指導の一環として行うとともに、新たな栽培技術に関しましては、富良野地区営農推進協議会が主催する試験成績発表会等を通じて周知しているところであります。

また、営農上、発生する廃棄物に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、原則、焼却が禁止とされておりますが、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で、かつ、営農上やむを得ないものは例外規定が設けられていることを踏まえ、毎年、全農家に対しまして、周辺地域に迷惑をかけないこと、廃プラスチックやビニールは絶対焼かないことを、関係機関・団体と連携して啓発を行っているところであります。

次に、環境保全型農業に寄与する省力化技術に関しましては、農薬、肥料等の過剰使用や施用箇所の重複などの無駄を削減していくことが効果的であると考えております。このため、耕起や散布作業の重複解消に役立つトラクター及び作業機への自動操舵システムの導入を市単独でスマート農業促進支援事業によって支援してまいります。また、ICT技術による省力化に貢献する技術や機械等につきましては、汎用化された段階で支援の対象に加えることを検討してまいります。

さらに、GAPやHACCP等の工程管理手法の導入は、全作業工程の見直しを行い、無駄を省く等の改善を行うことから、環境保全型農業の実践に貢献するものと考えておりますので、今後も引き続き中山間地域等直接支払制度富良野市集落協議会を通じて導入支援を行っていく考えであります。

以上であります。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

6番今利一君。

6番（今利一君） それでは、順次、再質問をしたいと思います。

まず最初に、観光行政、民泊制度の課題についてであります。

いま、市長が言われた中で、私自身もそうですけれども、富良野に住まわれている人たちの不安がこれで解消されていくのかということだと思っております。私は、解消されないのではないのかなというふうに思っています。

それはどこに起因するのかということなのだろうと思っております。この一般質問に当たって、何が原因でそうい

うことなのだろうといういろいろ考えてみたのですが、難しく言えば、いわゆる外国人との共生社会というか、ともに生きるという共生社会の原点がそこには欠如しているというふうに僕は思うのです。どういうことかという、例えば医療の問題で、外国人の方が病気になるたびに、病院にかかることについても整理されていない。それから、治安の問題も整理されていない。もう一つは、いろいろな人が来て、いろいろな言葉があって、何を言っているのかわからない。さらに、お互いの文化の違いなど、そういった違いが明確にわからない。そうすると、幾らいろいろなことを整理しようとしても、そういったことが壁となって、民泊はどうしてもだめだとか、そういう格好になってくるのではないのかと。

それは、どこに問題があるのかというと、やっぱり、そういったものをきちっと整理することが一番重要になってくるのではないのかなと。民泊制度がそういうふうになってくるのはよくわかるのですが、それは経済優先の方向であって、決して、その住民が優先されているわけではないというふうに私は思うのです。

住民が不安になっている原因はそこにあるのではないのかなと考えますけれども、その辺を市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の再質問にお答え申し上げます。

今議員の御質問をお聞きいたしました。まず、それぞれの法律に基づいて対応していくことが第一原則なのです。いまの富良野の状況から申し上げますと、外国人がふえてきていることは言うまでもございません。しかし、現在、富良野におきましては、警察にお世話になるような外国人はほとんどいないというふうに聞いておりますし、今後もそういう外国人の状況が期待されるような地域にしていかなければならないわけです。ですから、基本的には、市のほうで、外国人が泊まることよりも、まずは外国人の受け入れ体制の中でどのような対応を考えていくか、それがこれからの観光に視点を置くべき大きな取り組みの一つであろう、私はこのように考えております。

そういう観点から御答弁させていただきましたが、民泊法の中では道条例を設置することがもう決まっているわけですね。そして、道条例の補完的な役割として、それぞれの市町村で当てはまることのあるのかということで、いま、道に二、三の申し入れもしております。ですから、民泊法の中で市民が不安になるという御質問がありましたから私はお答えいたしますが、まず、民泊法について市民に対してどういう説明をしていくかということが行政の役割の一つであろう、このように考えており

ます。二つ目には、それぞれ不安を持つ中であっても、行政のあり方というのは、富良野市においてはごみの収集を含めて環境に非常に配慮した行政を行っておりますから、法に抵触するような状況であれば処罰をしていく、あるいは、条例に抵触する場合においても厳重な指示、指導をしていきます。もちろん、所有者に対してもそういう状況づくりをしていかなければならないというのが行政の基本的な考え方でございます。

ただいま再質問にありました状況の全てを網羅することは、いまの時点ではなかなか難しいですけれども、行政として、準備する中で、道の条例に基づいてそういう状況づくりを早目に行い、もちろん民泊法に基づく経営者に対しても周知徹底していきたい、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、御質問でございますか。
6番今利一君。

6番（今利一君） この問題に関して深く入ることは差し控えますけれども、ただ、私としては、ある意味で、住民が不安に思っていることをできるだけ早目に解決してあげたら、住民とともに生活するという部分では非常に役立つのではないのかなというふうに思っております。

三つ目に質問申し上げたことでありますが、道の条例が6月以降に出されるということで、富良野市もいろいろな提案をされているということであります。その中で、私は、中身について住民の皆さんに周知徹底させる方法が必要ではないかなと思いますけれども、その辺に関してはどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今議員の再々質問にお答えさせていただきます。

基本は道条例ですが、まだ制定されておりませんから、制定しない段階で市民に道条例の中身を御報告、周知するのは無理なことでございます。ただ、先ほど御答弁申し上げたとおり、市として対応すべきことをその条例の中に盛り込んでいただくようにするというのが道からの通達でございましたので、そういう措置を行ったということでございまして、条例ができた時点でそれぞれに対応してそういう状況づくりをしまいたい、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問でございますか。
今利一君。

6番（今利一君） 続きまして、環境保全型農業のことに関してお伺いいたします。

まずは、質問の中でも言いましたが、野焼きの問題等々

があります。野焼きの問題に関しては、富良野アグリサポートというお知らせ版に野焼きはだめですよとるる書かれておりますけれども、まだまだそこが徹底されていない状況にあります。

そこで、その監視体制といったものはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 今議員の再質問にお答えいたします。

ただいまは、野焼きの監視体制並びに周知、啓蒙等々の御質問かと思えます。

先ほど市長より答弁がありましたとおり、農家に対しまして、原則、野焼き等を行ってはだめですよと通知してございます。

また、常時監視しているわけではございませんが、通報等があった場合、環境部門での受けになろうかと思えますけれども、こちらの指導等も農家に限らず行っているところではございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、今利一君の質問は終了いたしました。

次に、黒岩岳雄君の質問を行います。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） -登壇-

通告に基づき、質問いたします。

1件目は、観光振興について、旭川空港民営化に伴う名称変更による観光振興について伺います。

北海道新聞の2月14日の報道によると、北海道内の主たる7空港、新千歳、旭川、函館、帯広、釧路、女満別、稚内の運営を一括で民間委託する空港民営化については段階的にとの記事が載りました。国土交通省では、空港民営化について、民間事業者へのスムーズな引き継ぎのため、期間を2020年6月から2021年3月の間に段階的に進める方向性が示されました。新千歳空港は2020年6月ごろ、旭川空港は2020年10月ごろ、他の5空港は2021年3月ごろとのことです。

空港民営化のメリットは、民間が各施設を一体で運営し、着陸料も自由に決めることができる、空港ビルの物販収入を原資に着陸料を低減でき、就航路線の拡大などを見込めることです。7空港一括民営化については、今後入札があるとのことで、1次審査及び2次審査を経て、最終的には2019年7月ごろに運営権を得る事業者が選ばれるとのことです。入札参加の事業者、企業連合は、国内外を含め、三つ以上の競合になるとのことです。三つ以上の企業連合があるということは、魅力、人気がある

ということ、将来の伸び代、期待値が高いということだと思います。

旭川空港では、手狭であった国際線の対応策として、現在、国際線ターミナルビルを建設中で、ことしの11月22日オープン予定とのこと。空港民営化を見据え、空港を運営する旭川市は、さらなる国際便誘致や、道北の利用客の掘り起こしに一層力を入れるとのこと。今後の民営化に向けては、空港の旅客数を伸ばすことが最優先事項の一つと理解するところです。

このような背景のもと、空港民営化の目的とされる観光振興や道内経済の活性化策などを踏まえて、現在の旭川空港の名称にネームバリューのある富良野を加え、旭川・富良野空港として国内外に富良野近郊の空港として知ってもらい、利用促進を図っていくことが必要と思えます。単独名称より、富良野を加えることで、より成果に結びつくと考えます。地元財界、観光業界も同様の声を持っており、担当部局に地域の声を伝えていくことが必要と思えますが、考えをお伺いいたします。

次に、高規格道路について伺います。

現在、地域高規格道路旭川十勝道路の一部となる富良野道路8.3キロメートルは、来年度中に開通すると聞いております。また、富良野から旭川方面に向けた富良野北道路5.7キロメートルも工事に着手しております。

この道路は、今後、旭川空港と富良野を結ぶ重要な道路と認識しております。早期開通が望まれるところですが、進捗状況をどのように捉えているか、お聞かせください。

次に、2次交通について伺います。

ことしの冬の天候は、例年に比べ、秋口の早い降雪と降雪量の多さ、また、たび重なる爆弾低気圧の来襲による猛吹雪等で、JR北海道の各地の路線は運休がたびたび起こり、道民の生活に支障を来している状況にあります。富良野と旭川を結ぶ富良野線も、悪天候に逆らえず、運休がふえております。このことは、観光客を含め、通学、通勤の市民の皆さんの生活に影響を与えています。

一方、富良野から旭川空港を経由して旭川に運行されているふらのバスのラベンダー号は、悪天候でも安全確認をしながら運行されており、JR富良野線の運休を補い、市民生活を支えており、利用者の一人として感謝しております。

今後、旭川空港が空港民営化に取り組むことになれば、空港からの2次交通は大変重要と考えます。観光と市民生活を支えるバス運行の充実をどのように考えているか、お伺いいたします。

2件目は、農業と観光が連携した雇用対策について、農業ヘルパーの観光施設における冬季雇用について伺います。

平成27年3月の第1回定例会において、農業と観光が

連携した雇用対策の仕組みづくりとして、農業ヘルパーの観光施設における冬季雇用について伺っております。労働力確保対策として、経験豊かで優秀な人材確保のため、農業ヘルパーを冬季の観光などの営業施設等で雇用する仕組みについての必要性と、それが労働力確保と定住化につながるの考えを伝えました。

答弁として、農業ヘルパーの定着、熟練化を図ることは重要であること、観光業との連携は必要であることなど、今後、関係団体と連携しながら、雇用する側、働く側の情報収集、情報共有の場をつくっていききたいとのことでありましたが、その後の進捗状況をお示しください。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

黒岩議員の御質問にお答えいたします。

1件目の観光振興についての、旭川空港民営化に伴う名称変更による観光施策についてであります。

旭川・富良野空港としての名称変更に向けた働きかけについてでございますが、ほかの空港には、利用促進や知名度向上を目的に、とかち帯広空港やオホーツク紋別空港など地域の呼び名を通称名としてつけている空港がございます。現在の旭川空港は、上川・留萌・宗谷・空知管内など各地域の空の玄関口として利用されておりますので、空港民営化を機に、利用者に空港に親しんでもらう一つの取り組みとして、道北の地理や風土を生かした愛称を公募することが望ましい、このように考えております。

次に、富良野 - 旭川間の地域高規格道路の進捗状況についてであります。現在、上五区から学田三区までの富良野道路8.3キロメートルは、平成30年度中に開通予定であり、学田三区から中富良野町までの富良野北道路5.7キロメートルは、用地買収や橋梁工事が進められているところであります。中富良野町から旭川に向けた未整備区間につきましては、現在、旭川十勝道路整備促進期成会幹事会の場におきまして、観光、物流、防災、救急医療など地域高規格道路の期待や効果について意見交換を行っているところであり、今後、客観的なデータを収集しながら、地域合意に基づくルート案につきまして旭川開発建設部と協議を行ってまいります。

次に、旭川空港から富良野市までのバス運行の充実についてであります。ふらのバスが運行する旭川 - 富良野間の快速ラベンダー号は、旭川空港、旭川医科大学病院、旭川厚生病院などを経由し、旭川駅まで1日8往復を運行しているところであります。

旭川空港は、平成30年度で国際線専用ターミナルが完成し、平成32年度には空港民営化が図られることから、今後、利用客増加に伴う旭川空港へのJR乗り入れ、あ

るいは、旭川空港からのバス運行の充実など、2次交通の確保に向けた取り組みについて関係市町村や関係機関と協議を行っていく考えであります。

2件目の農業と観光が連携した雇用対策についての農業ヘルパーの観光施設における冬季雇用についてであります。

平成27年第1回定例会におきまして、ただいまの黒岩議員の御質問の中にありましたとおり、今後、関係団体と連携しながら雇用する側、働く側の情報収集、情報共有の場をつくってまいりたいと答弁いたしましたところであります。

この間の取り組みといたしましては、冬期間の宿泊先の確保として、富良野市農業担い手育成センターの宿泊棟を、翌年度も農作業に従事することを条件に冬期間利用することを提案してまいりました。また、冬期間の仕事確保に関しましては、農業体験者滞在施設の指定管理者でありますふらの農協の取引先の紹介に加え、雇用条件の提示のあった企業の紹介や募集説明会の実施、施設内での求人情報の掲示等に取り組んできたところであります。冬期間も本市にとどまる農業ヘルパーは、ここ数年におきましては10名前後となっているところでございます。

以上であります。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） 名称ですが、愛称ということで、先ほど市長から答弁がありましたように、道内でも何カ所か正式名称にかぶせてやっておりますし、本州のほうでも、例えば、徳島空港の場合は徳島阿波おどり空港とか、出雲空港の場合ですと出雲縁結び空港とか、高知のほうでは、坂本龍馬がいるものですから、高知龍馬空港とか、そんな形で愛称としてやっているところを私も承知しております。

いま、旭川のほうでも愛称をつけるような動きがありますので、地域として指をくわえてそれを待っているのではなく、まずは富良野をつけてくれないかということが能登市長だったらできるのではないかと思うのですよ。まず、そういうことに手を挙げると、やっぱり、ほかの名前がつくより富良野の名前がついたほうが対外的にもいいわけですから、私は、そのように手挙げをして、機会があればそういう形でぜひ訴えていただきたい、こう思います。

いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再質問にお答えさせていただきます。

過日の北海道新聞に出ていましたが、旭川市と空港所

在地の東神楽町の両市町で通称名の公募をしたいという報道がございましたので、いま御質問があったとおり、当然、申し入れはしていく必要があるろう、このように考えているところでございます。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） ぜひ、お願いいたします。

続きまして、私から、地域高規格道路のほうはやむを得ない事情もありますので、次の2次交通、いわゆるバスの関係について質問させていただきたいと思っております。

私は、暮れの12月26日、天候が非常に悪かったものですから、自分の運転では危ないですし、JRもだめだったので、公共バスを利用いたしました。吹雪の中を、ドライバーは、とまり、とまりして、きちんと安全を確認しながら送っていただきました。また、帰りは、JRがとまっているものですから、旭川の出発時には既にほぼ満席でした。私は、病院で検査があったものですから病院で待っていたのですが、病院でも七、八名が乗って、それでびっしりになってしまったのです。

その後に旭川空港へ行きました。旭川空港では十数名がいて、たまたま年の暮れでしたから、家族連れが大きなバックを持っていたり、観光客がスノーボードとかスキーを持っていて、これはちょっと難しいなと私も思ったのです。運転手は、そのお客さんに対して、もうびっしりですから、申しわけない、こういう状況なので次のバスにしてくれとお話しして、積み残してバスはそのまま出たのです。私が後で確認したところ、それについてはちゃんとフォローする、カバーするというような話でした。しかし、空港にそういう駐在員がいないものですから、運転手は何人が待っているかといった状況がわからないのです。ですから、そういう不測の事態のときのバックアップとかカバーなど、行政側として、株主でもありますし、いろいろやっていく必要があるのではないかなと思います。

こうした異常事態がしょっちゅう起こるわけではないのですが、このときは輸送機関が1本しかなかったわけです。ただ、富良野に見えるお客さんですから、こうしたお客さんに対して、行政としてそういうときの体制を支援していくというか、その辺の考え方についてお伺いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再質問は、2次交通の関係について、特にふらのバスの運行状況の御質問だというふうには受けとめて答弁させていただきたいと思っております。

現在、ふらのバスは、大変御苦労されて、四、五年前

は旭川医大の玄関口まで行っておりませんでした。3年がかりで医大の玄関口にバスをとめることになりました。いま、旭川のバスは玄関口までは走っていませんから、そういう意味では、玄関口までふらのバスが入るといのは画期的なことであって、富良野沿線の中富良野、上富良野、美瑛を含めた患者にも旭川医大の正面まで行けるといって大変喜んでいただいた経緯がございます。

ただ、それでは観光面ではどうなのか、こういうことが一つあります。御承知のとおり、バス運行事業の中で、一つは、働く運転手の皆さん方の労働時間の問題が整理されまして、長時間にわたる場合は2名体制の運転という問題がございます。二つ目は、路線を決定する上において、運輸局の承認を得なければならないという問題があります。ですから、災害などそういう状況の中で緊急的に認められる以外は、混んだからといって旭川空港から臨時バスを走らせることは要望してもなかなかできない現状であります。さらに、運転手不足ということもございます。

そういうことで、富良野市もふらのバスの株主になっておりますから、こうした要望にはできるだけ応えるべきだと考えておりますけれども、総合的なことと、バス会社の運営の問題、運転手の確保の問題などもございますので、ここで即答はできません。バス会社のほうにそういう一般質問があったことをお知らせして検討していただくような状況になろう、このように考えているところでございますので、その点でひとつ御理解を賜りたい、このように思います。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） ただいまの市長の答弁については、私も十分に理解するところです。

それから、いまの答弁と重なる部分ですが、いわゆる運転手不足というか、非常にタイトな中で路線バスを運行しているという関係もありまして、旭川空港の飛行機が東京に向かって飛び立つほうについては、ほぼ1時間前には着いて間に合うような体制になっております。一部、最終便などについては2時間ぐらい待たなければいけないのですが、これはダイヤの関係でやむを得ないかなというふうには思います。ただ、飛行機が着いてから富良野に向かってくる場合は、時間帯が非常にまちまちなのです。以前から、バスを利用して富良野へ行きたいといった場合、1時間半以上も待つことがあるのが現実です。私もふらのバスの担当の方と直接お話ししたのですが、このことについては非常に苦慮しているということでした。

しかし、苦慮しているだけでこのままずっと行ったのでは将来的にいいのかなという問題もありますので、こ

の件につきましても、今後、先ほど市長が答弁したような内容で取り扱っていただくような方向でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 黒岩議員の再々質問にお答え申し上げます。

申し上げることについては、当然、先ほどお話ししましたとおりですが、飛行機の時間に合わせてバスを走らせるのはなかなか難しいのですね。それぞれの終着点に向かって順序が決まっています、例えば旭川駅前まで行く間に途中下車するところは陸運局にきちっと登録しておかなければならないものですから、その点で、いまの御質問にあったように、おりてから時間が余るという時間短縮の問題なども含めて検討することになると、増車をするか、空港に直接つないでやる方法か、こういうことしかないわけです。

ですから、この点も含めて、お話ししたいと思いますけれども、私は、これはなかなか難しい問題だということだけはこの場でお答え申し上げておきたい。

検討することについては、あわせて申し入れをしたいと思います。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） では、2件目の農業ヘルパーの雇用についてお尋ねしたいと思います。

私も、実際に農家の方たちと話していて、本当に農業ヘルパーたちに助けられている、そういうレベルの高い人たちにぜひ来年も来てもらいたい、昨年の暮れあたりからことしにかけて、そんなお話を何人かから伺っております。私も、以前から少しでも農業ヘルパーを引きとめるような方策を行政のほうにお願いしているというお話もして、その辺は改めてしっかりとやってもらおうように話をしますからと、こんな話でつないでおります。

やっぱり、宿泊の問題、あるいは、観光施設側の賃金の問題とか、いろいろな条件があると思うのです。その辺は、行政側も、真ん中に立って、条件を満たすように努力をしてもらいたいというような話をするとか、あるいは、そういう組織をつくるか、そういうことはほとんどんしていてもいいのではないかと思います。そういうふうにしていかないと、このままなし崩しにしては、本当に求められていることにつながっていかないのではないか、こんなふうに思います。

ですから、いまいる方を少しでもつなげるためにも、冬期間は10人しかいないのであれば、その10人を15人にふやす方法について改めてお聞きしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 黒岩議員の再質問にお答えいたします。

冬期間の農作業ヘルパーも含めて、通年的に富良野にいていただき、春につなげて技術等を確保していきたい、レベルの高い方々を引き続き使っていきたいという御要望が多いという御質問かと思えます。

現在、富良野市におきましても、観光施設等での雇用につきましては今後ふえていく状況があるかと思えます。そういったことも踏まえながら、現在、農業体験者滞在施設でも冬期間にはこういう仕事がありますと紹介してきておりますけれども、そちらのほうでも情報をどんどん収集しながら、皆さんにお話ししてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、黒岩岳雄君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時09分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、大栗民江君の質問を行います。

1番大栗民江君。

1番（大栗民江君） -登壇-

通告に従い、一般質問いたします。

1件目は、高齢者にやさしい地域づくりの推進についてお伺いします。

認知症を含む高齢者等に優しいまちづくりについてです。

我が国の認知症高齢者は、年々ふえ続けており、2015年に525万人であった認知症患者数は、2025年には約700万人を突破すると予想されています。現在、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人または予備群と言われており、今後ますます認知症の方が増加すると考えられる中で、認知症の方が認知症とともにできる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう環境整備を行っていくことが必要となっております。

本市では、認知症高齢者の推移について、認知症日常生活自立度 以上の認定者は、後期高齢者の女性が全体の67%を占め、増加傾向にあるとされていますが、今後、認知症高齢者の高齢者に対する比率はどのように推移されていけるのか、富良野市の認知症高齢者の現状と推計についてお伺いいたします。

認知症は、誰もがなり得る病気なので、認知症への理解を深めるためには普及啓発の推進が大切になっております。認知症への社会の理解を深めるために、全国的なキャンペーンとして認知症サポーターがあります。国においては、2016年度末の実績880万人をもとに、目標人数を引き上げ、2020年度末には1,200万人の認知症サポーターを目指しておりますが、本市における認知症サポーター養成の現状と養成数についてお伺いいたします。

認知症サポーターになられた方は、とりあえず知識を習得したいということで受けられた方、また、家族に認知症の方がいらっしゃるの、家の中で役に立てばいいと思って受けられた方、また、地域に貢献していきたいという思いで受けられた方など多くのサポーターの方々がいらっしゃいます。

受講されたサポーターの方々が再び学習できる機会やサポートリーダー的な集いなど、地域で活躍できる場を広げていただけるような環境整備が必要と考えますが、今後の取り組みについてお伺いします。

地域における見守りの目をふやすためには、商店、金融機関、交通機関、コンビニなど、市民と接する機会の多い職種の方に認知症への理解を深めていただけるように、認知症サポーターになっていただくことも必要と考えますが、今後の取り組み、働きかけの考えについてお伺いします。

警察庁によりますと、認知症が原因で行方がわからなくなったとして、2016年に全国の警察に届け出があった行方不明者は、前年比26.4%増の1万5,432人で、2012年の統計開始から4年連続で増加し、過去最多を更新し続けているとされております。

今後、認知症の方の見守り体制の充実強化を図ることが必要になると考えますが、徘徊などに対応する見守り、ネットワークの構築における具体策についてお伺いします。

認知症には、早期診断、早期対応が非常に重要です。しかし、実際には、家族が異変に気づいても、本人がなかなか病院に行きたがらなくて、どこにもつながっていない状況もあります。そのようなときに、認知症初期集中支援チームに訪問していただいて、医療や介護につなげていただくことができればと思いますが、認知症初期集中支援チームの役割と今後の方向性についてお伺いします。

2件目は、学校安全の取り組みについてお伺いします。

心肺蘇生教育の普及促進と危機管理体制の整備についてです。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、駅やショッピングセンター、ホテルなど多くの人が集まる公的なスペースへのAED設置は大きく進展し、AEDの使用によって救命される事例も数多

く報告されております。

しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障がいの悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

全国における教育現場での状況を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と低い状況にあります。突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があり、学校での心肺蘇生教育はその柱となっております。

そこで、本市においても、生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及促進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

本市の中学校における生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、学校におけるAEDの設置状況、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

大栗議員の御質問にお答えいたします。

1件目の高齢者にやさしい地域づくりの推進についての、認知症を含む高齢者等に優しいまちづくりについてであります。

本市における認知症高齢者の現状は、要介護認定者の主治医意見書による認知症高齢者日常生活自立度が以上のいわゆる日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られていても、誰かが注意していれば自立できる方を基準とした認知症の方は、平成28年度は817名で、65歳以上高齢者の11.7%を占め、北海道の平均11.1%より0.6%高い状況になっております。

2025年には本市の高齢者人口が7,298人と推計される

中、現状の割合でも認知症の方は少なくとも850人程度見込まれ、今後さらに後期高齢者の割合がふえることから、認知症高齢者も増加するものと考えられます。

次に、認知症サポーターの養成状況ですが、本市では平成22年度より養成を開始いたしまして、平成29年12月までに延べ1,430名の方がサポーター養成講座を受講しているところであります。平成25年度以降の受講実績では、女性が73%を占め、年代別におきましては、10代から30代が全体の約38%、40代から50代が約30%、60歳代以上が約32%と年代に隔たりはなく、幅広く受講いただいております。

次に、認知症サポーターの活躍の場ですが、認知症サポーターは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で生活する認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする役割を持ち、現在は、一人でも多くの方にサポーター養成講座を受けていただき、地域において正しい認知症の知識を広げる取り組みを推進しているところであります。一度受講した方への再講習、集まりの場などの受講後の活躍の場については、認知症対策を総合的に進める中で今後の方策として検討してまいります。

次に、商店や金融機関等、市民と接する機会の多い方にサポーターになっていただく取り組みにつきましては、広報ふらのや各種会議、行事の際のPR、出前講座のメニューとして受講者拡大に取り組み、平成25年度以降、銀行やスーパーマーケット、薬局など市民と接する機会の多い職域で、延べ9回、142名の方に受講いただいております。今後も引き続き受講拡大に取り組みまいります。

次に、徘徊高齢者を見守るネットワークにつきましては、現行は、行方不明の高齢者が出た場合には、警察と連絡をとりながら、家族の了解を得た上で本市の安全・安心メールで配信し、早期発見につながるよう支援しております。このため、市内の高齢者にかかわる施設や事業所の職員に対して安全・安心メールの登録を依頼し、見守り、早期発見の輪の拡大を進めており、今後は、認知症サポーター養成講座受講者に対して、講座の都度、安全・安心メールへの登録を呼びかけ、認知症の知識を持った住民がより多く見守りに参加できるよう進めてまいります。

次に、認知症初期集中支援チームの役割についてですが、複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行うもので、本市では、認知症サポート医、看護師、介護支援専門員の3名の構成で平成29年8月にチームを設置し、活動方法等の確認を進めております。

これまでに支援対象となるケースは出現しておりませんが、今後の方向性として、認知症の状態に応じた適切

なサービス提供の流れを明記した認知症ケアパスをリーフレットとして各家庭に配付するとともに、地域で実施しているふれあいサロンなどを通して認知症への理解と認知症初期集中支援チームの周知を図り、早期支援につながるよう取り組んでまいります。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

大栗議員の御質問にお答えいたします。

学校安全の取り組みについての、心肺蘇生教育の普及推進と危機管理体制の整備についてであります。

現行の中学校学習指導要領におきましては、中学2学年の保健体育で、応急手当の意義と、応急手当の方法として直接圧迫法と気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにされており、必要に応じ、AED、自動体外式除細動器にも触れるようにすることとされております。また、平成33年度からの中学校新学習指導要領におきましては、応急手当をすることが新設され、応急手当の意義と応急手当の実際を学ぶこととされており、具体的には、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法と直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができることを学ぶこととされております。

本市の中学校における心肺蘇生教育につきましては、全ての中学校において、現行の学習指導要領に基づき、教科書や心肺蘇生法訓練用人形を用いた気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの学習や実習を行っているところであり、さらに4中学校では、消防職員を招聘し、訓練用AEDを用いた実習も行っているところであります。今後、新学習指導要領の実施以降につきましては、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法について、全中学校が新学習指導要領に基づいて学習や実習をすることになっているところであります。

次に、各小・中学校におけるAEDの設置状況ですが、AEDは、既に全小・中学校に設置しているところであり、消防職員を招聘して授業を実施している4中学校を除き、おおむね2年から3年に1度、各学校の教職員校内研修の中でAEDの使用方法についての研修を行っているところであります。

しかし、教職員には人事異動もあり、学校内における危機管理のためには数多くの教職員がAEDを使用することができる体制が望ましいことから、教育委員会主催による研修会開催も含め、できるだけ研修頻度を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、大栗民江君の質問は終了いたしました。

次に、佐藤秀靖君の質問を行います。

10番佐藤秀靖君。

10番（佐藤秀靖君） -登壇-

通告に従い、選挙管理行政について、2件質問してまいります。

本市においては、来月、富良野市長選挙及び富良野市議会議員補欠選挙が行われ、来年には、統一地方選挙、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙及び富良野市議会議員選挙が行われます。担当部局及び関係職員の皆様におかれましては、公平・公正を担保すべく、準備を進められておられることと推察いたします。

本市には21の選挙区があり、それぞれ1カ所ずつ投票所が設けられております。また、このほかに、期日前投票所及び病院や高齢者施設などに不在者投票所が設置されます。各投票所では、投票所管理者、立会人、投票事務などの担務があり、投票所が運営されていますが、立会人及び投票事務係などは広く一般市民の皆様にご協力をお願いし、運営しているところであります。

この投票所の運営管理について伺います。

1点目は、投票所の立会人の募集について伺います。

立会人は、広報や市のホームページなどで募集していることとありますが、なかなか必要人員が集まらず、選挙区の町内会役員などを通じて必要人数を確保していることを伺っております。

私は、この立会人募集の方法について、ただ単に立会人募集として応募要項や申込書などだけを告知するのではなく、選挙の仕組みや選挙事務を支える仕事、立会人の役割などを説明、解説する案内を広報やホームページなどで公開した上で立会人や事務作業のお手伝いをいただく方を募ることで、選挙に興味を持っていただくことにつながり、ひいては投票率向上につながるのではないかと考えます。

周知の方法を工夫し、具体的な内容を示し、市民に協力を仰ぐ必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

2点目は、病院、高齢者入所施設での不在者投票所開設に当たっての外部立会人について伺います。

病院の入院患者や高齢者施設入所者など投票所に足を運ぶことが困難な有権者のために、各施設からの開設要請に応じ、不在者投票所の開設が全国的に急増しています。しかし、このような不在者投票所においては、投票所の管理者を各施設の施設長が務め、立会人も施設職員が務める場合が多く、施設職員が認知症高齢者の投票用紙に無断で記入する不正行為が横行したため、2013年に公職選挙法が改正され、外部立会人活用の努力義務を課したところであります。

本市においては、こうした不在者投票所は、富良野協会病院、ふらの西病院、北の峰病院、北の峯ハイツ、寿光園、すまいるふらのの6カ所で開設されていますが、本市における外部立会人の活用方法はどうなっているのか、伺います。

3点目に、選挙管理委員会から毎年発行される選挙の記録によりますと、昨年実施された最高裁判所裁判官国民審査において、不符合の内訳として持ち帰り6件がありました。不符合とは、投票者数と投票総数が符合しないことを示し、不受理や持ち帰りをその内訳理由としています。

私は、この持ち帰り6件という数字をゆゆしき問題と捉えております。本来であれば、当然のごとく、投票用紙を持ち帰ることはできませんし、持ち帰りは不正行為の温床となり得ることを意味します。この持ち帰りを防止するために、投票所では投票所管理者や立会人が投票者の行動を確認しておりますが、本件についての見解と再発防止策についての考えをお伺いいたします。

2件目は、市議会議員選挙におけるピラの頒布解禁について伺います。

昨年6月に公職選挙法の改正が行われ、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためにピラを頒布することができるようにするもので、来年、平成31年3月1日から施行されます。したがって、来年4月の統一地方選挙、富良野市議会議員選挙から適用されることとなります。具体的には、本市の市議会議員選挙においては、候補者1名につき、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ4,000枚まで頒布することができ、ピラの作成にかかわる費用は、自治体の条例を改正すれば公費負担とすることができるとされております。

地方創生がうたわれ、地方議会の果たす役割がますます大きくなる時代において、連呼と握手のお願い選挙から、政策で選ぶ選挙へと本来の選挙の目的を取り戻し、有権者が投票判断の材料とする選挙公報などとともに、選挙ピラが候補者の政策を知る機会になると大いに期待されるところであります。

今般の公職選挙法改正による市議会議員選挙における選挙ピラ頒布と条例改正による選挙ピラ公費負担についての見解と条例改正の意向の有無を伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

選挙管理委員会委員長堀川真理君。

選挙管理委員会委員長（堀川真理君） -登壇-

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

選挙管理行政についての1件目は、投票所の運営管理についてであります。

投票所立会人の募集、周知につきましては、ホームページと広報により、投票日当日と期日前投票について市役所と各支所それぞれで投票立会人登録者を募集しております。立会人の応募がなかった投票所の立会人につきましては、その地区の連合町内会長や各支所長にお願いして立会人を推薦していただき、依頼しております。立会人の募集につきましては、今後も、引き続きホームページと広報で行っていき、投票率の向上にもつなげる周知内容などを検討してまいります。

次に、病院、高齢者入所施設などの不在者投票所の外部立会人の活用についてであります。

施設等の不在者投票事務は施設関係者が行っておりますが、平成25年6月30日から成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、指定施設等で不在者投票を行う不在者投票管理者は外部立会人を立ち会わせることなど、選挙の公正な実施確保に努める努力義務が設けられました。

当市では、施設によっては不在者投票者数が数名で短時間で終了する施設もあることから、外部立会人ではなく、選挙管理委員会職員が立ち会い、選挙の公正な実施に努めております。

次に、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査において、国民審査の投票者数が1万1,518票、投票総数が1万1,512票、持ち帰りが6票という結果になったことについてであります。

持ち帰りにつきましては、投票用紙を交付するときに、比例代表の投票用紙と国民審査の投票用紙を同時に交付し、2枚とも投票箱に投函していただいておりますが、6名の方が、比例代表の投票用紙は投票箱に投函し、国民審査の投票用紙は投票箱に投函しないで持ち帰ってしまったものと思われます。投票用紙を投函するときは、国民審査の投票用紙を投函しない選挙人がいれば、投票管理者や投票立会人が投函するように注意を行っておりますが、今後も、投・開票事務の適切な執行のため、投・開票事務担当者への説明会の開催を引き続き行い、選挙の公正な実施に努めるとともに、投票管理者や投票立会人の方へ、投票用紙の投函漏れがないよう、より一層注意していただくようお願いしてまいります。

次に、2件目の市議会議員選挙の選挙ピラ頒布についてであります。

都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのピラを頒布することができるように公職選挙法が改正になり、平成31年3月1日から施行されることになりました。既に、富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、市長選挙では、ピラの作成に要する費用の公

費負担を定めております。市長選挙と同様に、市議会議員選挙でもピラの作成に要する費用の公費負担を定める条例の改正に向けて検討してまいります。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

10番（佐藤秀靖君） それでは、順次、質問させていただきます。

まず、1点目は、投票所運営管理についての1点目の立会人の募集であります。

この質問をするに当たって、本市の取り組み、それから、インターネット等々によって他の自治体の取り組みを少し調べてみました。本市においては、先ほども申し上げたとおり、ホームページもしくは広報ふらので募集要項、申込書等々を告知して募集しているだけですが、これでは、立会人とはどういう仕事をするのか、一般の市民の方は理解ができないだろうと思うのです。

ほかの市の取り組みをホームページ等々で見てもいいのですが、例えば、立会人はこういう仕事をしますよというようなことから始まって、QアンドA形式で、当日は何時間ぐらいいるのか、服装はどうしていったらいいのか、子どもを連れてことはできるのか等々の質問があったり、立会人経験者の声として、ふだんとは違う目線で選挙に接することができた云々ということが書いてあるところもあります。

告知方法、周知方法を具体的に検討していただいて、ホームページもしくは広報等で告知していただくことが必要なのかなと思っておりますが、見解を伺います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

投票立会人等の募集の周知方法については、ただいま富良野市ではホームページや広報等で募集しておりますが、立会人の仕事の中身が皆さんにはわからないのではないかと、その部分についてもっと周知したほうがよろしいのではないかとこの御質問だったと思っております。

それについては、現在、佐藤議員から説明があったとおり、ホームページ等で周知しているところなどを参考にしながら、このような仕事内容だとわかる形で周知するよう、中身について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、御質問ございますか。

10番佐藤秀靖君。

10番（佐藤秀靖君） それでは、もう一点、3番目に質問させていただきました投票用紙の持ち帰りの防止策についてであります。

先ほど御答弁いただいたとおり、これを防止するには立会人等々が目視をしてということでありまして、それを見逃すというのはいたし方ないことかもしれません。

ただ、具体的な防止策としては事前の説明会での周知、お願いをするということでありましたが、これについては、投票券を持って投票所に行ってください前に、持ち帰りはだめですよということも周知する必要があるのかなど。当然、大部分の方は持ち帰りませんが、持ち帰りはだめですよと協力を求めることも再発防止策としては有効なのかなと思います。いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

ただいまは、投票用紙の持ち帰りの防止について、持ち帰りはだめというような周知をしたらどうでしょうかという御質問でございました。

今回の選挙については、小選挙区や比例の投票用紙については投函していただいておりますけれども、国民審査については6名の方が投函しないで持ち帰ってしまったという結果になったということでございます。先ほど佐藤議員からもお話があったように、1万1,518票中、1万1,512票は投函されているということございまして、大多数の方は、投票に来られたら、受け取った投票用紙を投票箱に入れていただいております。持ち帰りがなくなるように投票用紙は必ず投函するように周知したらどうかという御質問でしたが、いま現在、大多数の方はもらった投票用紙はそのまま投函するのが当然ということで投函していただいております。そういう中で、必ず投函してくださいと周知することによって、逆に投函しない方がいるのだと、そういうふうに考えられてしまう懸念もありますので、この部分については、現在の投票管理者や立会人に投函漏れがないよう注意を払っていただくように再度お願いする取り組みを進めてまいりたいというふう考えております。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、佐藤秀靖君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

議長（日里雅至君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月8日、9日は議案調査のため、10日、11日は休日のため、休会であります。

12日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 3月 7日

議 長 日 里 雅 至

署名議員 宇 治 則 幸

署名議員 黒 岩 岳 雄